岩手大学補助事業取扱規則

平成27年3月26日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学(以下「本学」という。)が、本学以外の外部の機関(以下「他機関」という。)からの補助金により行う事業(以下「補助事業」という。)の 取扱いについて、必要な事項を定める。

(用語の定義)

- 第2条 この規則において、次の用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
 - 一 「補助金」とは、国(国から補助金を受け、その補助金を交付することが明確な 国以外の団体等を含む)から学術研究又は教育の振興、助成等を目的として交付 され、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)の適用を受けるものをいう。ただし、「岩手大学 科学研究費助成事業等取扱規則」の適用を受けるものを除く。
 - 二 「事業担当者」とは、補助事業の実施に当たり、当該事業に直接参加する本学職員をいう。

(事業の受付等)

- 第3条 本学に事業を補助することを希望する他機関は、原則として、事前に申込書を 岩手大学長(以下「学長」という)に提出するものとする。ただし、本学が他機関 の募集する事業に応募することにより、これを受けようとする場合及び国、地方公共 団体又は独立行政法人等の事業については、この限りでない。
- 2 他機関は、前項本文の申込書を提出する場合において、あらかじめ本学職員と補助 内容について協議するものとする。

(事業の受入れ)

第4条 学長は 当該補助事業が、本学の業務運営上有意義であり、かつ、本学の業務 に支障を生ずるおそれがなく、優れた成果を期待することができるとともに地域社会 の振興に資することが期待されると認められる場合には、「岩手大学における外部資金の受入れに関する規則」の定めるところにより、受入れを決定し、これを受入れるものとする。

(事業契約の締結)

第5条 本学は、補助事業の実施に当たり、他機関と事業に関する契約を締結するものとする。ただし、第3条第1項ただし書きに規定する場合には、契約書を省略できるものとする。

(補助事業に要する経費)

- 第6条 他機関が負担しなければならない補助事業経費は、当該補助事業遂行に必要な 直接経費及び間接経費の合算額とするものとする。
- 2 間接経費については、他機関が定める額とする。ただし、間接経費を本学で定める ことができる場合には、他機関が定める上限額とする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか 補助事業の取扱いについて必要な事項は 別に 定める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。